施設

論点①－1　配置基準の弾力化

対応案

■ 介護老人福祉施設の栄養士等について、特定地域サービスにおいては、地方分権提案を踏まえ、他の施設との連携により入所者の処遇に支障が無い場合に配置を求めない範囲を見直すこととしてはどうか。

■ 介護老人福祉施設の介護支援専門員について、特定地域サービスにおいては、地方分権提案、働き方の多様化、管理者による兼務の範囲等を踏まえ、常勤要件・兼務の取扱いを見直すこととしてはどうか。特定地域サービスにおける介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護においても、介護老人福祉施設と同様に見直すこととしてはどうか。

■ 介護老人福祉施設の看護職員について、特定地域サービスにおいては、働き方の多様化、現行制度における夜間等の配置基準の特例、看護職員の業務の実態、管理者における兼務の範囲等を踏まえ、ICT機器の導入等による負担軽減措置を講じるとともに、同一法人内・近隣の事業所等の看護職員との連携・情報共有等により、看護職員が利用者の状態像に応じた健康管理を適時・適切に行うことができる体制を確保することを前提として、常勤要件、入所者数に応じた配置数、兼務の取扱いを見直すこととしてはどうか。

■ 介護職員・看護職員、ケアマネジャー等のやむを得ない事情における人員欠如減算に係る猶予について、中山間・人口減少地域においては、特に職員確保が困難であることから、特定地域サービスにおいては、ハローワークに該当の職員による求職がされていない等の要件を満たす場合、その特例の期間を見直すこととしてはどうか。

■ これらの配置基準の弾力化を行う場合には、論点①－２に記載するような方策を実施することとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.26 より抜粋

施設

論点①－1　配置基準の弾力化

論点①－1

（専門職に関する現行制度や現状について：栄養士・介護支援専門員）

■ 現行、介護老人福祉施設において、栄養士等の１名以上の配置が必要だが、定員40人以下の施設は、他の施設との連携により、入所者の処遇に支障がない場合は、必ずしも配置を要さず、また、介護支援専門員は、常勤かつ専従で１名以上の配置が必要だが、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事可能とされている。

■ 令和８年地方分権提案において、地域の実情を踏まえ、「栄養士等について、「入所定員が40人を超えない」という文言の撤廃又は入所定員の増員」・「介護支援専門員について、「常勤」の撤廃、「当該施設」の撤廃、また、介護支援専門員に「介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加すること」が提案されている。

■ こうした点を踏まえ、栄養士等の確保が困難である中、現行制度においても一定の要件の下で配置が不要とされているところ、特定地域サービスにおける栄養士等の配置基準についてどのように考えるか。

■ また、介護支援専門員の確保が困難である中、人材定着に係る取組として働き方の多様化に応じた施策を講じている施設があり、管理者においても一定の条件の下で他施設との兼務が認められているところ、特定地域サービスにおける介護支援専門員の配置基準についてどのように考えるか。

（専門職に関する現行制度や現状について：看護職員）

■ 令和３年度介護報酬改定で、見守り機器等の導入等により介護老人福祉施設等の夜間の配置基準が緩和された。

■ 看護職員について、介護老人福祉施設では、常勤１名以上かつ入所者数に応じた常勤換算での配置（入所者30人以下：１以上、31～50人：2以上等）が必要である。中山間・人口減少地域のある施設では、看護職員の業務のうち、例えば記録・報告等に係る業務について、記録端末・タブレット、音声入力機器の導入により看護職員の負担軽減・効率化が可能である等との回答があった。

■ こうした点を踏まえ、看護職員の確保が困難である中、

- 休暇制度の整備、育児・介護の両立に係る取組等の働き方の多様化に応じた施策を講じている施設があり、
- 現行制度においても一定の要件の下で夜間職員等について配置基準の特例が設けられており、
- 看護職員の業務に関し一定の業務効率化等が考えられる等の回答もあり、
- 管理者においても一定の条件の下で他施設との兼務が認められているところ、

特定地域サービスにおける看護職員の配置基準についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p. 24 より抜粋

施設

提案内容及び二次回答
管理番号27：指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し
管理番号28：指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等

地方分権改革有識者会議	
第188回提案募集検討専門部会（R8.7.3）	資料２ ※一部改変
第196回提案募集検討専門部会（R8.9.17）	資料２ ※一部改変

（栄養士等）

27：提案内容

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第２章第２条第１項ただし書の「入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、（略）第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」という規定について、「入所定員が40人を超えない」という文言の撤廃又は入所定員の増員を求める。

厚生労働省第２次回答

- 指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置については、入所者の適切な栄養管理を確保する観点から、入所定員が40人を超える施設において配置を求めており、当該配置基準の見直しについては慎重な検討が必要であるが、中山間・人口減少地域におけるサービス提供の実態や人材確保の状況を踏まえ、サービスの質の確保及び職員の負担に十分配慮しつつ、ご指摘の「入所定員が四十人を超えない」という要件について、関係審議会において必要な議論を行う。

（介護支援専門員）

28：提案内容

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第２条第９項において、「第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定されているところ、他の居宅介護支援事業者での勤務を可能とするなど柔軟な勤務を可能とするため、「常勤」の撤廃、「当該指定介護老人福祉施設」の撤廃、また、介護支援専門員に「介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加することを求める。

厚生労働省第２次回答

- 指定介護老人福祉施設における介護支援専門員については、入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点から、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないこととしている。施設サービス計画の作成やモニタリング等を継続的かつ安定的に実施する観点で、常勤要件の撤廃を行うことは困難である。
- また、介護支援専門員の資格要件については、適切なケアマネジメントの実施を担保するため設けられているものであり、「介護支援専門員と同等の能力を有する者」を介護支援専門員として位置付けることは困難である。なお、介護支援専門員の更新制の廃止および研修の見直しに伴い、既に資格を失効した者については、再研修にかわる、円滑な復職のための簡素な研修を受講することで復職できる仕組みとすることを検討しているところである。
- 一方で、指定介護老人福祉施設の介護支援専門員について、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるところ、その見直しは慎重な検討が必要であるが、提案団体から示された支障や現場の実態を踏まえ、「入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事」の要件や範囲について、必要な検討を行う。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.17 より抜粋

施設

現行制度：介護老人福祉施設における専門職・管理者による兼務の範囲

○　従業者の管理や業務の実施状況の把握、緊急時の対応等が求められる管理者について、現行制度では、支障がない場合に、施設内の他の職務や施設外の職員として兼務することが認められているが、看護職員や介護支援専門員は、一定の範囲の兼務に限って認められている。

職員	当該職員が施設内の他の職員として兼務すること		当該職員が施設外の職員として兼務すること
管理者 【常勤専従１】	○（支障がない場合）		△（一定の要件*の下、兼務可能） ＊緊急時における速やかな駆けつけが可能、管理すべき事業者数が過剰ではないこと等
看護職員 【常勤換算・専従30対１等】 ※常勤１	直接処遇職員として兼務 （介護職員、生活相談員）	× ＊勤務時間帯を区分すれば可	× ＊勤務時間帯を区分すれば可
	上記以外 （介護支援専門員等）	○ （支障がない場合）	
栄養士・管理栄養士 【専従１】 ※利用者40人未満の場合は他施設との連携で配置不要	○（支障がない場合）		○（支障がない場合）
機能訓練指導員 【専従１】	○		○（支障がない場合）
介護支援専門員 【常勤専従１】	○（支障がない場合）		× ＊勤務時間帯を区分すれば可。ただし、居宅介護支援事業との兼務は不可。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.13 より抜粋